

ラゾーナ川崎プラザカード《セゾン》特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が三井不動産商業マネジメント株式会社(以下「三井不動産商業マネジメント」という)と提携して発行し、クレジットカード機能部分は当社、ポイントカード機能部分は三井不動産商業マネジメントが提供するカードを、ラゾーナ川崎プラザカード《セゾン》(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約、セゾンカード規約並びに三井ショッピングパークポイント会員規約(以下「ポイント会員規約」という)を承認し、当社及び三井不動産商業マネジメント(以下「両社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(ポイントカード機能)

ポイントサービス機能部分については、本特約及びポイント会員規約が適用されます。

第4条(お届け事項の変更届け先)

会員には、住所、電話番号、勤務先等のお届け事項に変更が生じた場合、及び本カードについて紛失、盗難等が生じた場合、セゾンカード規約及びポイント会員規約に基づき、両社にその旨届け出ていただきます。

第5条(会員資格喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(1)⑩会員がポイント会員規約に基づきラゾーナ川崎プラザポイントカード会員資格を喪失したとき。

(7)会員がセゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、ラゾーナ川崎プラザポイントカード会員資格も喪失するものとします。

第6条(適用規約)

(1)本カードのクレジット機能部分については、セゾンカード規約に加え、本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードの内、ラゾーナ川崎プラザカード《セゾン》プレミア・アメリカン・エクスプレス・カードについては、セゾンカード規約第24条までの規定に加え、第33条乃至第40条の各条項並びに本特約が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。